別紙３

裁判員制度導入の現行刑事訴訟手続への影響

捜　査

○証拠書類の作成
- 供述調書（被疑者・参考人）
- 実況見分調書
- 鑑定書等

◇分かりやすい証拠書類の作成

↓

起　訴

↓

公判準備手続

○当事者の事前準備・証拠開示

○争点整理

○審理計画の策定

◇連日開廷を前提にした審理計画の策定
- 証拠開示手続の整備
- 争点整理手続の整備（証拠調べ範囲の確定）
- 公判審理終結までの期日一括指定

◇裁判員の選任
- 裁判員に対する忌避制度等

↓

公 判 審 理

○起訴状朗読⇒認否

○検察官立証
- 冒頭陳述
- 証拠請求⇒認否
- 同意書証取調べ
- 証人尋問など

○弁護側立証

○被告人質問

証拠調べ

○論告・弁論

◇裁判員に分かりやすく無駄のない公判審理
- 当事者双方の主張の早期明確化
- 証拠請求の時期（e.g. 鑑定請求）
- 証拠能力に関する立証・判断方法
- 証人尋問の方法（無駄のない尋問等）
- 裁判員の質問権
- 書証の取調べ方法

◇連日開廷
- 弁護人・検察官・裁判所の執務体制整備

↓

評　議

◇評議・評決方法

↓

判　決

◇判決書の作成方法

↓

控　訴

◇控訴審の在り方